

地域BWA申請
事務手続きマニュアル

平成27年1月
地域WiMAX推進協議会
BWA推進部会

1 はじめに

地域BWA（Broadband Wireless Access）は、平成20年より「地域WiMAX」として、デジタルディバイドの解消や地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として導入された2.5GHz帯の周波数（2,575～2,595MHz）の電波を用いた電気通信業務の無線システムです。

平成26年10月からは、電波法令の制度改正により、地域BWAの無線方式にこれまでのWiMAX方式に加え、AXGP方式及びWiMAX R2.1 AE方式も利用できるようになりました。

また、上記改正では、地域BWAにおいて提供しようとする地域公共サービスに関し市町村との連携を明確化することや、公平な競争環境の維持の観点から参入要件が盛り込まれたところです。

以上のような制度改正を踏まえ、今後、地域の公共サービスの充実等の実現のために、地域BWAシステムを構築しようとする方々の助けとなるよう、当協議会BWA推進部会において本マニュアルを作成するものです。

2 免許申請前の準備

(1) 免許主体

次の要件に当てはまる場合は、既に電気通信業務用の周波数の割当を受けている免許人又はその関連会社となりますので、地域BWA免許人となれません。申請に当たっては、これら要件に適合しない旨を申請書類に添付する必要があります。

また、無線局免許を取得後に、これらの要件に適合するに至らないよう注意する必要があります。

(ア) 全国BWA事業者

(イ) 携帯電話事業者

(ウ) (ア)又は(イ)の子法人等

(エ) (ア)又は(イ)の親法人等

(オ) (ア)又は(イ)の親法人等の子法人等((ア)又は(イ)に掲げる者を除く。)

(カ) 法人又は団体であって、(ア)若しくは(イ)又は(ウ)から(オ)までに掲げる者が合わせて保有する当該法人又は団体の議決権が五分の一を超え三分の一未満であり、かつ、当該議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体

(キ) (カ)の子法人等

- (ク) 法人又は団体であって、当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)が合わせて保有する(ア)若しくは(イ)又は(エ)の議決権のいずれかが五分の一を超え三分の一未満であり、かつ、当該議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- (ケ) 法人又は団体であって、当該法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)の過半数を(ア)又は(イ)の役員又は従業員により占められる者
- (コ) 法人又は団体であって、(ア)又は(イ)の役員の過半数を当該法人又は団体の役員又は従業員により占める者
- (サ) 法人又は団体であって、(ア)又は(イ)の代表権を有する役員が当該法人又は団体においても代表権を有する役員である者
- (シ) 法人又は団体以外の者であつて、(ア)若しくは(イ)又は(ウ)から(サ)までに掲げる法人又は団体の役員である者
- (ス) 現に免許の申請を行っている法人若しくは団体の議決権の三分の一以上を保有する者又は当該法人若しくは団体が議決権の三分の一以上を保有する者であつて、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者
- (セ) 現に免許の申請を行っている法人又は団体の役員であつて、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者

(2) サービスエリア

地域BWAのサービスエリアは、原則として一の市町村（地方自治法第281条第1項に規定する特別区を含む。）の全部又は一部の区域です。

ただし、地域の社会的経済的な諸条件及び地勢を考慮し、特に必要があると認められる場合であつて、地域の公共の福祉の増進に寄与すると考えられる場合にあつては、二以上の市町村にわたる区域（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含むものを除く。）であつても認められています。

(3) 無線方式

地域BWAを構築する場合、次の3つの方式から選択することとなります。

- (ア) WiMAX方式（5M/10Mシステム）
- (イ) WiMAX R.2.1AE方式（5M/10M/20M*システム）
- (ウ) AXGP方式（5M/10M/20M*システム）

※：20Mシステムの導入に当たっては、上下隣接する全国BWA事業者との調整が完了している必要があります。

(4) 地域の公共サービスの計画

地域BWAは、デジタルディバイドの解消や地域の公共サービスのために利用するなど、地域の公共の福祉の増進を目的として導入することになります。

無線局申請あたっては、サービスエリアとする区域において、どのような地域公共サービスを行うのかについて事前に検討を済ませておくことが必要です。

【記載例：電波法関係審査基準より抜粋】

- －地域の防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報その他の情報を広く住民に提供するためのサービス
- －地域の商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関等が提供するサービスであって、広く住民に提供するためのもの
- －他の電気通信事業者のサービス提供エリア外の地域におけるインターネット接続サービス
- －上記以外で地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスであって、広く住民に提供するためのもの

また、これら地域公共サービスの提供に当たって、地元の市区町村とどのように連携するのかについて明確であることが判断できるよう、次の資料を準備します。

- (ア) 免許主体と市区町村長との間で締結された協定その他の契約
- (イ) 地域の公共サービスに係る市区町村の事業計画

(イ)については、自ら行いたい地域公共サービスの内容・計画等について地元の市区町村長から承認等を受けた旨の文書（市区町村長印が押印されたもの）を添付することで、地元の市区町村との連携を明確化する方法が考えられます。

(5) 申請時の調整

地域BWAの無線局免許を申請する場合、隣接混信等の回避・低減について、全国BWA事業者や調整対象区域の他の地域BWA事業者との間で調整を行い、合意を取得することが原則として必要です。

具体的には、

- ・調整対象区域の地域バンド無線局については、アンテナの方向調整や離隔の確保、地形の考慮等により干渉回避のための必要な調整を完了させたものであること。なお、可能であれば同期させることが望ましい。
- ・全国BWA事業者の周波数と必要なガードバンドを確保するものであること。ガードバンドを持たない者である場合は、隣接する全国BWA事業者との同期確保などの必要な調整を完了させたものであること。

こうした調整作業を行うにあたり、その事前準備として、カバーエリアや調整対象区域の算出・把握が必要となります。

※カバーエリアや調整区域の算出を、申請者自身で行えない場合は、SIer等に委託する必要があります。SIer等のご紹介は、今後、本協議会会員を中心にホームページ等で行ってまいります。

(6) その他必要事項（電波法関係審査基準より抜粋）

- ① 早期にサービスを提供するための合理的かつ具体的な基地局等の配置計画を有していること（基地局の開設から3年以内に係る基地局等の配置計画等）。
- ② 基地局等の運用による電気通信事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要な能力を有していること（5年間の契約数の見込み及びその根拠）。
- ③ 関係地方公共団体と共に地域の公共の福祉の増進に寄与するためのサービスの計画を有していること。
（市区町村長との協定その他契約等において、提供しようとする地域公共サービスに対する市区町村の連携について明確化されていること。）
- ④ 無線設備の保守及び管理並びに障害時の対応体制が整備されていること。
- ⑤ 現行WiMAX方式を用いている地域BWA免許人が高度化方式（AXGP方式又はWiMAX R2.1AE方式）へ移行するための無線局申請を行う場合は、利用者保護の観点から既無線局の廃止等に関する計画を有していること。
- ⑥ 基地局等は、免許の日から6ヶ月以内に運用を開始するものであること。

3 無線局の免許申請手続き

(1) 申請に必要な書類

免許申請に必要な書類は、無線局免許手続規則（総務省令）に定められています。

- ・無線局開設申請書

- ・無線局事項書
- ・工事設計書
- ・その他必要書類（地域公共サービスの概要、市区町村との連携に関する資料、基地局配置計画、契約者見込みなど）

（２）申請から免許付与までの手続きの流れ

- ① 適合表示無線設備（技術基準適合証明や工事設計認証を受けた無線設備）以外のものを用いる場合

免許申請→審査→予備免許→工事→落成届→免許付与→運用開始

- ② 適合表示無線設備のみを使用する場合には、予備免許・落成検査の手続きが簡略化され、本免許が付与されます。

免許申請→審査→免許付与→工事→運用開始

①のケースでは、予備免許・落成検査が必要となるため、検査手数料や登録点検費用などが発生しますので、できる限り②の手続きとなるよう、無線設備が適合表示無線設備であるかを確認することが大切です。

（３）申請の単位

地域BWA基地局の免許申請は、送信設備の設置場所ごとに行います。地域BWA端末局については、特定無線局※としての包括免許の申請を行います。

※特定無線局：移動する無線局であって、通信の相手方である無線局（地域BWA基地局）からの電波を受ける事により自動的に選択される周波数の電波のみを発射する地域BWA端末局で、適合表示無線設備のみを使用するもの。

（４）申請手数料

無線局の種別により申請手数料（収入印紙）が必要です。

① 地域BWA基地局

申請手数料は、地域BWA基地局の空中線電力によって異なります。地域BWA基地局の最大空中線電力は40Wですので、以下の料額区分となります。

10W超50W以下 14,600円（電子申請：10,400円）※
5W超10W以下 6,700円（電子申請：4,500円）※

1W超5W以下 4,250円（電子申請：3,050円）※
※適合表示無線設備以外の設備を用いる場合は、申請手数料が異なります。
25,500円（電子申請：17,000円）

② 地域BWA端末局（陸上移動局）

地域BWA端末局は、包括免許の対象局です。包括免許（地域BWA端末局）では、開設する最大局数を申請します。

包括免許の申請手数料は10,200円（電子申請：7,300円）です。

（5）予備免許（適合表示無線設備以外の無線設備を使用する場合）

地域BWA基地局の開設申請書審査の結果、審査事項の全てに適合した場合次の事項が指定された予備免許が付与され、工事を開始します。

- ・ 工事落成の期限
- ・ 電波の型式及び周波数
- ・ 識別信号
- ・ 空中線電力
- ・ 運用許容時間

予備免許中に機器のテストやデータ取得のために試験電波を発射したい場合は、事前に各地方の総合通信局あてに届け出てください。

工事落成後には、予備免許の指定事項どおりに、無線局の無線設備の工事がなされたかについて総合通信局の検査（臨局又は書面）を受けることとなります。

なお、適合表示無線設備のみを使用する地域BWA基地局の場合は、予備免許及び工事落成後の検査は省略されます。この場合、工事落成後に総合通信局あてに工事完了届を提出し、免許交付を受けることとなります。

地域BWA端末局については、適合表示無線設備のみを使用するものであるため、予備免許及び工事落成検査はありません。

（6）工事設計の変更が生じた場合

予備免許を受けた以降に、工事設計変更、無線設備の設置場所、工事落成期限の延長など計画に変更が生じる場合は、総務大臣の許可を受ける必要があります。

ただし、周波数、電波の型式、空中線電力については変更することができません（電波法第9条）。その場合は再度申請し直すこととなります。

（7）工事落成および落成後の検査（適合表示無線設備のみを用いる場合は、予備免許・落成検査は省略されます）

予備免許を受けて、その工事が落成した場合、落成した旨を総務大臣に届出（落成届け）、検査を受けることとなります。検査には、総合通信局職員が臨局して行う「臨局検査」と、登録点検事業者による測定データを総合通信局に提出する「書面検査」があります。

臨局検査の手数料は次のとおりです。

- ・ 1W超5W以下 1基地局あたり49,200円
- ・ 5W超10W以下 1基地局あたり64,600円
- ・ 10W超50W以下 1基地局あたり100,400円

書面検査の手数料は、1基地局あたり2,550円（電子申請：2,450円）です。登録点検事業者への測定依頼には別途費用が必要となります。

（8）免許の付与

落成検査に合格した場合（適合表示無線設備のみを用いる場合は、予備免許・落成検査は省略されますので、工事落成後に総合通信局へ工事完了届を提出。）、無線局免許状が付与されます。

（9）電波利用料

電波利用料は、無線局の免許人等が、無線局全体の受益を直接の目的として毎年負担するものです。

地域BWA基地局：無線局の免許日から30日以内に、電波利用料を総務省から送付される納入告知書により、毎年納付します。現在の地域BWA基地局電波利用料は、1局あたり毎年8,700円です。

地域BWA端末局：包括免許人は、包括免許の日の属する月の末日現在において開設している特定無線局（地域BWA端末局）の数を総務大臣に届出て、その届出が受理された日から、30日以内に納付します。

電波使用料は、510円×開設している端末数となります。

（10）免許の有効期間

地域BWA基地局、地域BWA端末局の免許の有効期間は、免許の日から起算

して5年を超えない範囲内において総務省令で定められています。免許の有効期間の満了の時点において、免許はその効力を失うので別途再免許を受けない限り、その無線局を運用することはできません。

(11) 再免許手続き

再免許とは、無線局の免許の有効期間の満了と同時に、旧免許内容を存続し、そのまま新免許に移しかえるものです。

再免許を希望する場合は、免許の有効期限満了日の6か月前から3か月までの間に再免許申請を行う必要があります。再免許の場合は、新旧免許内容の同一性が前提となっているので、工事設計書の提出が省略されるなど免許手続きは簡略化されています。

(12) 電子申請について

無線局に係わる申請・届出は電子申請・届出システムが利用できます。

電子申請を使っていた方が、書面を出すより手数料がお得になります。

【総務省電波利用ホームページ 電子申請・届出システム】

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/shinsei/>

以下主なもの

- ・無線局の免許申請
- ・主任無線従事者の選任・解任の届出
- ・無線従事者の選任・解任の届出
- ・予備免許中の工事設計の変更申請・届出
- ・無線局の工事落成届
- ・特定無線局の免許申請
- ・無線局の運用開始の届け 等

【申請書添付書類チェックシート(審査基準より)】

申請者名

申請は、法第6条第1項の申請書及び当該申請書に添付する書類のほか、次の資料が添付されていること。

Check	大項目	中項目	小項目
別紙2第2 1(19)イ 免許主体	送受信同期等	他の無線局からの混信妨害の防止	免許主体となれない者に該当しないものであることの証明書類(役員構成、出資に関する情報等)
			WQP及びUQとの合意書(送受信同期、送信電力制御等の調整の合意書)
			*システムにより合意先が異なるので注意
			従来のWMAX方式(5MHz) : UQ
			AXGP方式(5MHz, 10MHz) : WQP
			WMAX2方式(5MHz, 10MHz) : UQ
			AXGPまたはWMAX2方式(20MHz) : WQP及びUQ
			別紙(19)-1により描画されたカバーエリアの図及び調整対象区域の図 (調整のために必要な場合)に限り、他の申請者に開示される旨が了解され、調整に当たっての連絡先が明記されていること)
			カバーエリアについて、他の免許人所属の地域BWA無線局の調整対象区域と重複する区域がある場合 当該区域に係る他の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。
			全国BWA所属無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。
別紙2第2 1(19)イ 混信等の防止	他の無線局からの混信の防止	(イ)	全国BWAとの間で有害な混信の回避について調整を行い、その合意が原則としてなされていること。
		(ロ)	申請された基地局の調整対象区域が他の免許人所属の地域BWA無線局のカバーエリアと重複する区域がある場合、業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。
		(ハ)	申請された基地局の設置場所と他の免許人所属の地域BWA無線局のカバーエリアとの最も近い地点の距離が300m未満となる場合、業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。
		(ニ)	当該基地局の開設から3年以内に係る基地局等の配置計画
		(ホ)	カバーエリア及び免許の対象区域の計画
		(ヘ)	申請に係る基地局等の運用開始予定時期及びサービス提供の開始予定時期
		(ト)	申請の日から起算して5年間の各年における契約者数の見込み及びその根拠
		(チ)	免許の対象区域の地域の公共の福祉の増進に寄与するために実施しようとしているサービスの計画
		(ツ)	計画を確実に実施する根拠
		(テ)	(A) 免許主体と市町村長との間で締結された協定その他の契約 (B) AIに掲げるサービスに係る市町村の事業計画
別紙2第2 1(19)イ 基地局等の配置計画等		(オ)	無線設備の保守・運用の対応体制に関する計画
		(カ)	キャリアアグリゲーション技術を利用する場合は、使用する周波数、占有周波数帯幅その他のキャリアアグリゲーション技術に関する計画